

# 重要事項説明書（医療保険）

訪問看護ステーション Cras



合同会社Cras

## 訪問看護ステーション 重要事項説明書（医療）

## 第1条 事業所の概要

（事業所名）	合同会社 Cras 訪問看護ステーション Cras
（所在地）	滋賀県守山市守山3丁目17-3風の薫荘6号室
（提供可能サービス）	訪問看護
（指定事業所番号）	2560790160
（管理者および連絡先）	藤田 麻美 電話：077-582-6065
（サービス提供地域）	大津市（粟津、北大路、石山、瀬田、瀬田北中学校区） 草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市（石部、甲西北） ※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

## 第2条（事業の目的）

合同会社 Cras（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーション Cras（以下「事業所」という。）が行う訪問看護事業（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（保健師、看護師または准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が精神科領域疾患患者、特定疾病（厚生労働大臣が認める疾病）、障害者（児）等に対し、主治医が必要と認めた者に適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

## 第3条（運営の方針）

訪問看護の提供にあたっては、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

2) 訪問看護の提供にあたっては、ご利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、ご利用者様の心身の機能回復を図り、もってご利用者様の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3) 事業の実施にあたっては、関係市町村担当窓口、障害福祉に関する支援センター、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4条（事業所の職員体制）

	常勤	非常勤	計
管理者・看護師（兼務）	1名		1名
看護師	2名		2名

第5条（営業日及び営業時間）

月曜日～金曜日 9：00～18：00

※土・日・祝日（ゴールデンウィークを含む）・お盆（8月14日～8月16日）・

年末年始（12月29日～1月3日）は原則として休業とする。

※緊急時訪問看護加算を算定する場合は、24時間の対応が可能。

第6条（訪問看護サービスの方法・内容）

当訪問看護事業所の看護師が訪問看護計画書に基づいてサービスを提供する。

- ・健康状態の観察（体温・血圧・脈拍等の測定、服薬管理等）
- ・病状や治療についての相談や助言（ご利用者様およびご家族）
- ・丁寧な対話からの状況把握
- ・利用者様及びご家族の困りごとを把握・相談
- ・日常生活全般の状況を把握し、必要に応じた看護
- ・機能訓練などのリハビリテーション実施
- ・医療処置や医療機器の管理、輸液管理（主治医の指示がある場合）

第7条（訪問看護の提供について）

保険証や医療受給者証を契約時に確認する。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、事業所職員に必ず連絡する。

2) 訪問回数は1日1回、週3日まで利用が可能である。

1回の訪問時間はおおよそ60分（30～90分は同額）とする。

（主治医の指示や病状等により、上記の限りではない）

3) 居宅への訪問となるため、病院・関連機関への訪問は原則実施しない。

4) 緊急時や長時間訪問が必要な場合には、状況により対応するが、希望に添えない場合もある。

5) 訪問車両での送迎は実施しない。

6) やむを得ず訪問予定日の変更を希望する場合は、必ず前日18時までに連絡とする。

その場合、変更希望日時の希望に添えない場合がある。

## 【医療保険】

### 第8条（事故発生時の対応）

訪問看護サービス提供により、ご利用者様の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村等の関係機関・ご家族・主治医等に報告するとともに適切な処置を講じる。

- 2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、ご利用者様またはご家族に損害を賠償する。
- 3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じる。

### 第9条（緊急時等の対応）

訪問看護の提供を行っているときにご利用者様に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をする。

### 第10条（個人情報の保護）

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5) 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を整理し、完結の日から2年間保管する。
- 6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 Cras と事業の管理者との協議に基づいて定める。

## 【医療保険】

### 第 1 1 条（サービス利用料及びご利用者様負担）

訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（別紙参照）

2) 前項に定める額その他、以下についてはご利用者様の自費負担となる。

・交通費

サービス提供地域を越えた時点から片道 5km 未満 300 円 5km 以上 700 円。

・キャンセル料

訪問前日 18 時までに連絡があれば、キャンセル料は無料。それ以外、やむを得ない理由を除き、2500 円。

・死後の処置料は、10000 円とする。

3) 自費請求が生じた場合は、ご利用者様またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をしていただく。

4) 利用料とその他利用料（自費請求）について内容を記載した領収書を交付する。

### 第 1 2 条（利用料金のお支払い方法）

利用料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し請求するため、翌月末日までに以下のいずれかの方法で、支払うこととする。

・ご利用者様名義またはご家族様名義の口座から自動引落する

滋賀銀行 毎月 27 日 手数料は事業所負担とします。

※滋賀銀行からの引き落としの場合、手数料は事業所負担。

他銀行からの引き落としの場合、手数料はご利用者様側の負担。

・事業所の口座に月末までに振込をする

#### 【銀行】

取扱金融機関	滋賀銀行木浜支店
普通 預金	410702
口座名	合同会社 Cras 代表社員 勝木 佐友里

## 【医療保険】

### 第13条（相談窓口・苦情対応）

事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。）

当事業所の窓口

- ・ 電話番号 077-582-6065 （管理者）藤田 麻美
- ・ F A X 番号 077-582-6066
- ・ 相談対応 訪問看護ステーション Cras
- ・ 対応時間 9:00～18:00

【医療保険】

[説明確認欄]

令和 年 月 日

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

(事業所所在地) 滋賀県守山市守山3丁目17-3 風の薫荘6号室

(事業所名) 訪問看護ステーション Cras

(管理者) 藤田 麻美 印

(説明者) (自署)

訪問看護の利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

(ご本人)

住所

氏名

印

(代理人・続柄)

住所

氏名

(続柄) 印